

障害者基本計画の推進状況（抜粋）

～平成22年度～

- ※ 障害者基本法
- 第27条（消費者としての障害者の保護）
- 第28条（選挙等における配慮）
- 第29条（司法手続きにおける配慮等）
- 関連

分野別施策		関係省庁	推進状況
1 啓発・広報			
③ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進	6 障害者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員を始めとする各種公共サービス従事者への障害者に関する理解の促進とその徹底を図る。	<p>全省庁</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p> <p>財務省</p>	<p>○ 平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成17年4月、「公共サービス窓口における配慮マニュアル ～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を障害者施策推進本部決定として公表。また、平成21年3月、「公務部門における障害者雇用ハンドブックー誰もが生き生きと働ける職場を目指してー」を障害者施策推進課長会議において決定し、公表。</p> <p>○ 平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付して警察職員の障害をもつ人に関する理解を促進。</p> <p>○ 警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、手話講習、有識者による講話等、障害者の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を実施。</p> <p>○ 平成20年3月、「人権に配慮した警察活動のための手引」を作成し、各都道府県警察等に配布して警察職員の障害者に関する理解を促進。</p> <p>○ 矯正施設に勤務する職員、更生保護官署職員等を対象に、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解を促進。</p> <p>○ 「人権に関する国家公務員等研修会（平成15年度前期）」において、「障害のある人の人権について」と題した講演会を実施。（平成15年度）</p> <p>○ 平成19年7月、日本司法支援センターにおいて、「高齢の方、障害のある方への接遇マニュアル」を作成し、全国の各地方事務所等に配布して、障害者に対する理解促進を図った。 また、同センターでは、平成19年10月、中堅職員を対象に「高齢者・障害者等の接客」をテーマとした研修を実施するとともに、その研修内容をテキストとして編集し、全国職員に周知し、平成22年7月には、中堅職員を対象に「障害者の理解と対応の基本」をテーマとした研修を実施し、研修内容を全国職員に周知した。</p> <p>○ 障害者に対する理解を促進、徹底するため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、接遇研修の実施、各種会議における説明、外部講師によるバリアフリー研修の実施、職員向け広報誌への啓発記事の掲載等の各種施策を実施。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況
6 保健・医療			
② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 イ 障害に対する医療、医学的リハビリテーション	149 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障害については適切な医療、医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供拠点の整備及び確保を図る。	法務省	○ 刑事施設においては、医療刑務所等にリハビリテーション機器を整備し、受刑者のうち、運動機能に障害を有する者や長期療養等で運動機能が低下した者に対して、機能回復訓練を実施。
③ 精神保健・医療施策の推進 イ 精神疾患の早期発見・治療	166 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保を推進する。	法務省 厚生労働省	○ 平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。

分野別施策		関係省	推進状況
7 情報・コミュニケーション			
② 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及	181 選挙における障害者の投票を容易にする手段として、電子投票の導入を推進する。	総務省	○ 総務省としては、電子投票による選挙の執行に要する経費について特別交付税措置を講じているほか、電子投票の信頼性向上を促進するとともに、電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供している。 <div style="text-align: center;"> (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 導入地方公共団体数 全国9市町村 全国10市町村 全国10市町村 全国8市町村 全国8市町村 (平成20年度末) (平成21年度末) (平成22年度末) 全国8市町村 全国8市町村 全国7市町村 </div>
④ コミュニケーション支援体制の充実	189 各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する。	警察庁	○ 手話ができる警察官の交番等への配置や「警察版コミュニケーション支援ボード」の全国警察の交番等への配布等により、聴覚障害者からの各種届け出、相談等に適切に対応。平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への待遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付し窓口対応職員等への障害をもつ人に関する理解を促進。 (平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。)